

高山石油ガス株式会社行動計画

従業員の仕事と子育ての両立の実現と、子育てをしていない従業員も含めた全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 産前産後休業、育児休業に関する資料収集・パンフレット等の作成を開始する。
- 令和 2 年 4 月～ 各事業所に配布・周知することで、男女共に育児休業制度の理解を促進する。(新着情報があれば、隨時周知する)
- 令和 2 年 4 月～ 育児短時間勤務など制度についての情報周知、相談窓口として総務課が対応する。

目標 2：男性の子育て目的の休暇取得を促進する。

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 配偶者の分娩による特別休暇の 100% 取得を促す。

目標 3：育児休業後、社員の復帰支援を行う。

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 育児休業後の職場復帰がしやすいように、休業中、会社の情報等を提供する。育児休業が延長になった場合、復帰日が変動するため相談窓口として、総務課が応対する。